

○経済産業省令第 号

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第五十三条及び第七十九条の規定に基づき、ガス事業託送供給収支計算規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

経済産業大臣 西村 康稔

ガス事業託送供給収支計算規則の一部を改正する省令

ガス事業託送供給収支計算規則（平成二十九年経済産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の点線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の点線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第1（第3条関係） <u>託送供給収支の算定方法</u>	別表第1（第3条関係） <u>託送供給収支の算定方法</u>

1. [略]

2. ガス事業に係る費用のうち、次に掲げるものを、託送費用として整理すること。なお、地域別託送供給約款料金を設定している一般ガス導管事業者にあつては、複数の地域ごとに、特定導管別託送供給約款料金を設定している特定ガス導管事業者にあつては、特定導管等ごとに整理し、社内取引項目の自社小売事業者への需給調整費、バイオガス調達費及び需要調査・開拓費は、当該事業者に直近の託送料金算定時の方法を適用した場合の託送費用に相当する額として整理すること。

(1)～(3) [略]

1. [略]

2. ガス事業に係る費用のうち、次に掲げるものを、託送費用として整理すること。なお、地域別託送供給約款料金を設定している一般ガス導管事業者にあつては、複数の地域ごとに、特定導管別託送供給約款料金を設定している特定ガス導管事業者にあつては、特定導管等ごとに整理し、社内取引項目の自社小売事業者への需給調整費、バイオガス調達費及び需要調査・開拓費は、当該事業者に直近の託送料金算定時の方法を適用した場合の託送費用に相当する額として整理すること。

(1)～(3) [略]

(4) 事業税 (利益に関連する金額を課税標準とするものを除く。) は、地方税法 (昭和25年法律第226号) の定めるところにより算定した額とすること。

(5) [略]

3. . 4. [略]

(4) 事業税 (利益に関連する金額を課税標準とするものを除く。) は、地方税法 (昭和25年法律第226号) の定めるところにより算定した額とすること。ただし、ガス製造事業者又は電気事業法等の一部を改正する等の法律 (平成27年法律第47号) 附則第22条第1項に規定する旧一般ガスマナシガス小売事業者 (同項の義務を負う者に限る。) を兼ねる事業者にあつては、課税標準となる収入に対する託送収益の比によつて配賦すること。

(5) [略]

3. . 4. [略]

第1表・第2表 [略]

第1表・第2表 [略]

備考 表中の「」は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の規定は、令和四年四月一日以後に開始された事業年度に係る会計の整理について適用し、同日前に開始した事業年度に係る会計の整理については、なお従前の例による。